



金沢市商業環境形成指針と 金沢市商業環境形成まちづくり条例

— 個性豊かで住みよい都市環境の形成に向けて —



金 沢 市

金沢市商業環境形成まちづくり条例は、「金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例」の略称です。

金沢市商業環境形成指針

- 金沢市では、平成12年9月に金沢市商業環境形成指針検討委員会を設置し、本市にふさわしい商業環境形成の実現に向けた指針の策定を検討し、平成14年4月に『金沢市商業環境形成指針』を施行いたしました。
- 金沢市商業環境形成審議会における「店舗面積の上限の考え方」と「地域参加及び地域貢献の促進」についての審議を踏まえ、平成24年4月に、指針の改定を行いました。

【改定の概要】

1. 店舗面積の上限の考え方について

道路等によって隔てられた複数の建物については、出店方法等から見て、「機能的に一体と認められる場合」は、これらの建物の店舗面積を合計した面積を店舗面積とし、指針の定める店舗面積の上限以内とします。

※「機能的に一体と認める場合」であるか否かの判断にあたっては、駐車場の設置状況、店舗開設のための各種許認可等に係る事前協議及び申請の状況、同一の開発行為となる土地であるか否か等の状況を総合的に判断します。

※平成24年4月1日時点において土地区画整理事業を実施している地区（直江地区、大河南端地区、大友地区をいいます。）及び既存店舗の建て替え等については、上記の考え方は適用しません。

2. 地域参加及び地域貢献の促進について

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）第6条第1項に基づき、事前協議を行う事業者は、「地域貢献活動等に関する計画書」を提出し、開店後、毎年、「地域貢献活動等に関する計画書に対する結果報告書」を提出することとします。

※提出する様式については、金沢市のホームページにてダウンロードできます。

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17001/syougyou/syoukankyou.html>

※地域貢献活動等の具体的事例 → P.10



金沢市商業環境形成指針とは？



既存の商業集積や地域特性に基づきながら市域(市街化区域)を商業環境形成の観点から7種類の区域設定を行い、中心市街地、都心軸沿線及び地域拠点における商業機能の立地誘導を行うとともに、都市全体として適正な商業機能の配置を目指す方向性を示したものです。



指針を策定した目的は何ですか？



商業機能は、都市にとって重要な機能であり、まちづくりの根幹に関わってくるものです。消費の多様化、競争の激化など、商業を取り巻く環境は著しい変化をみっていますが、金沢市でも市街地の拡大に伴う商業の広範な展開は、中心市街地の空洞化、地域商業の衰退、コミュニティの保持に大きな影響をもたらしており、まちづくりの面からも放置することのできない状況になっています。

こうした状況下において、地域ごとの商業環境形成の考え方を示すとともに、都市機能の適正配置など、まちづくりの方向性を明確にし、個性豊かな都市環境の形成を図るために指針を策定しました。



指針の目標は、どのようなものですか？



- ①消費者の利便性向上に向けて、大型店と地域の商店街が共存するまちづくり
- ②世界都市金沢にふさわしい中心市街地の形成に向けた商業機能の誘導
- ③都市機能の中枢性を高めるための駅西地区における都市機能の誘導
- ④既存の商店街を中心とした地域拠点の形成
- ⑤商業地域以外の用途地域における商業施設立地の適正な誘導



指針の考え方をどのようにして、まちづくりに反映させるのですか？



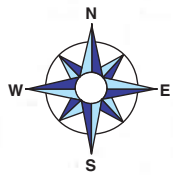
「金沢市商業環境形成まちづくり条例(略称)」に基づいて、大型の集客施設の建築を行う前に事業者と市が事前に協議を行い、本市のまちづくりに関する計画とともに、指針の考え方を反映させていきます。

金沢市商業環境形成指針の考え方（要約版）

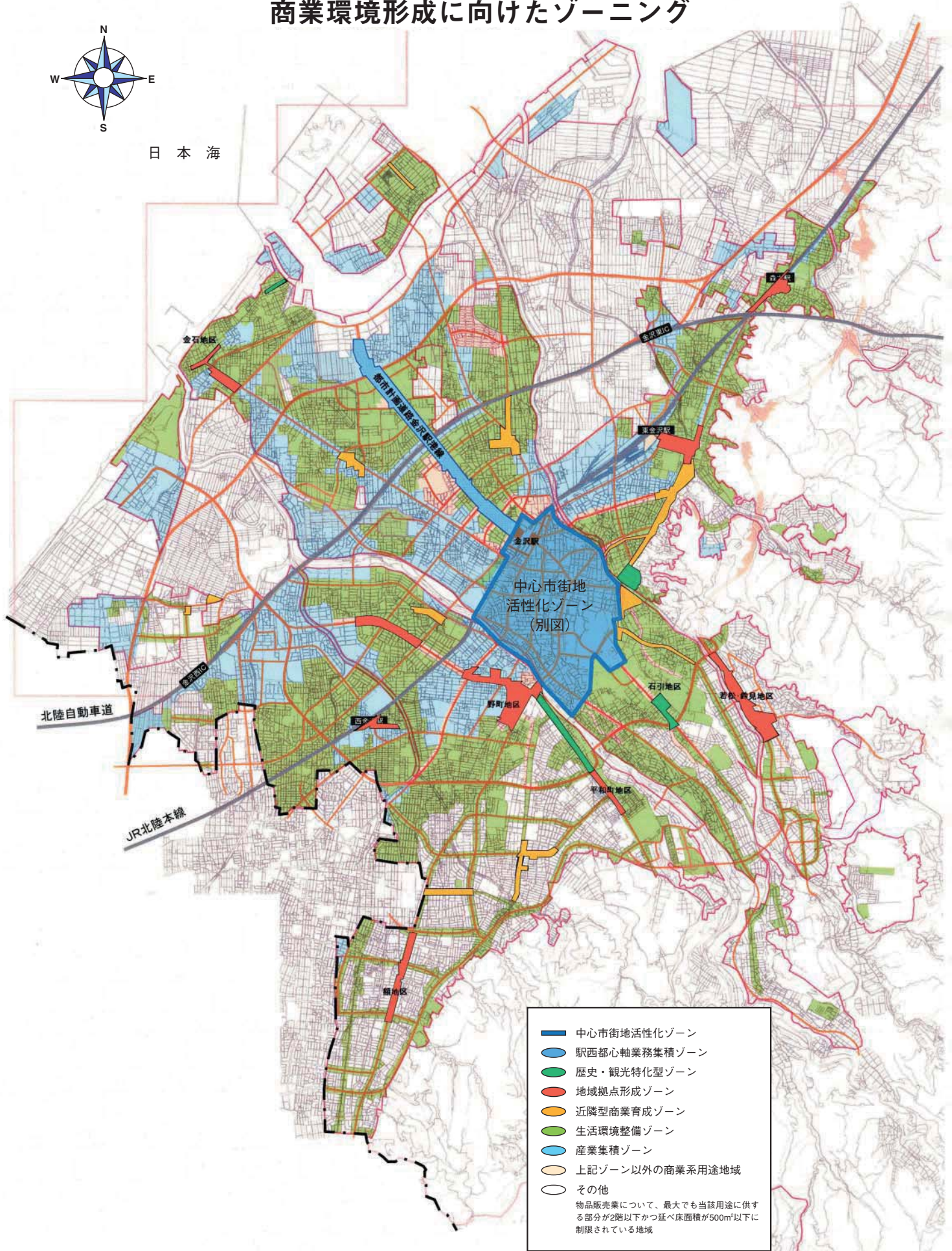
ゾーンの名称	まちづくりの方向性	商業集積の方向性	商業集積（商店街）	目安となる店舗面積の上限	
①中心市街地活性化ゾーン	世界都市金沢の骨格を形成する都心軸沿いの広域的商業地域及びその機能を重層的に補完する周辺の商業地域において、中心市街地活性化関連事業とも連携をとりながら、賑わいと風格あるまちづくりを積極的に推進していく。	金沢都市圏のみならず北陸地区を代表する商業集積地として都心軸沿線を中心に積極的に魅力を高めるとともに、金沢駅、武蔵、香林坊・片町地区の拠点商業集積間の回遊性を高め、高次な商業・文化機能の整備・拡充を図っていく。	（都心軸沿線） 金沢駅、武蔵、南町通り商工会、香林坊・片町地区（周辺商業地） 英町商店街、玉川町通り商店街、駅前別院通り商店街、尾張町商店街、彦三商店街、横安江町商店街、尾山神社前商店街、新野町商店街、柿木畠振興会、木倉町商店街、片町伝馬商店街、せせらぎ通り商店街、新天地商店街、里見町あかねや橋通り商店街 等	①金沢駅～武蔵～香林坊・片町地区の都心軸沿い	特に定めない
				②上記①を除く重点整備地区内の幹線道路沿い及びその後背地	20,000㎡
				③上記①、②以外の重点整備地区内 ※歴史・観光特化型ゾーン（長町、広坂、兼六、主計町地区）を除く。	3,000㎡
②駅西都心軸業務集積ゾーン	駅西都心軸沿線地区において、広域的な行政、業務、商業機能などを集積していくことにより、都市機能の中核性を高めたまちづくりを推進していく。	地区計画等のまちづくり計画との整合性を図りながら、交通の要衝としての特性を活かした広域的な集客力のある商業施設を形成していく。	金沢駅港線沿線	都市計画道路金沢駅港線（通称：50メートル道路）沿い	10,000㎡ ※一街区一体利用が図られる場合に限り20,000㎡
③歴史・観光特化型ゾーン	歴史的なまちなみなど、景観の保全を図るとともに、観光関連施設との連携により、歴史・観光関連の物販・飲食店等の商業施設の集積により、金沢らしさをアピールしたまちづくりを推進していく。	地場産品等の特定品目を扱う店舗や観光関連の物販・サービス業を営む商業施設の整備・拡充を図っていく。	金沢城兼六園商店会、広坂振興会、大野町商工振興会、石引商店街、寺町台商工会 等	①幹線道路沿い	3,000㎡
				②上記①以外の地域	1,000㎡
④地域拠点形成ゾーン	地域における商業拠点として、利便性の高い商業・業務機能の集積を高めたまちづくりを推進していく。	生活圏の中心として都市機能の集積を図り、近隣型商業地では充足できない買回り商業機能を強化するとともに、地域の顔としての環境整備を進めていく。	森本商店街振興会、金石町商店協同組合、杜の里商店会、野町弥生地区商店街連盟、西金プリンスロード商店会、新野町商店街、増泉大通り商店街、平和町大通り商店街、額振興会 等	①幹線道路沿い	5,000㎡
				②上記①以外の地域	1,000㎡
⑤近隣型商業育成ゾーン	近隣地区住民のための日常的な消費生活に対応するとともに地域のコミュニティ・情報等の機能をも併せ持つ、地域密着型商業地としてのまちづくりを推進していく。	地域拠点ゾーンを補完しつつ、地域の生活者（特に高齢者、障がい者等）にきめ細やかなサービスの提供を図る商業施設の整備を進めていく。	鳴和商店街振興会、諸江地区商業協同組合、橋場町振興会、大徳商工振興会、入江商店街、伏見台商店街、円光寺・山科振興会 等	①幹線道路沿い	3,000㎡
				②上記①以外の地域	1,000㎡
⑥生活環境整備ゾーン	住宅系の用途地域においては、良好な住環境への配慮に重点をおいた個性豊かな住みよいまちづくりを推進していく。	生活環境への配慮に重点をおきながら地域に密着した商業機能の向上を図る。	—	①幹線道路沿い	3,000㎡
				②上記①以外の地域	1,000㎡
⑦産業集積ゾーン	生産機能地区、都市型産業地区、流通業務地区の機能分担を通じて、都市の活力を推進していく。	周辺地域とのバランスを考慮しながら、適正な規模の商業集積を図る。	—	①幹線道路沿い	3,000㎡
				②上記①以外の地域	1,000㎡

- ・店舗面積とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する床面積をいいます。
- ・前項の規定にかかわらず、道路等によって隔られた複数の建物については、出店方法等から見て、機能的に一体と認められる場合は、これらの建物の店舗面積を合計した面積を店舗面積とします。この場合において、機能的に一体と認められる場合であるか否かの判断に当たっては、駐車場等の設置状況、店舗開設のための各種許認可等に係る事前協議及び申請の状況、同一の開発行為となる土地であるか否か等の状況を総合的に判断します。
- ・平成24年4月1日時点において土地区画整理事業を実施している地区（金沢市副都心北部直江土地区画整理事業施行地区、金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区、金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区をいいます。）その他市長が特に認める土地における集客施設の建築等については、市長が別に定める日までの間、前項の規定は適用しません。
- ・重点整備地区とは、金沢市中心市街地活性化基本計画（平成16年3月策定）における重点整備地区をいいます。
- ・幹線道路とは、都市計画道路のうち、幅員がおおむね16m以上の道路をいいます。
- ・平成20年4月1日時点において土地区画整理事業を実施し、又は計画している地区（計画している地区とは、大友地区及び大友地区をいいます。）における幹線道路沿いの店舗面積の上限は、当該土地区画整理事業が完了するまでに着工されるものに限って、5,000㎡とします。
- ・上記以外の地域のうち、都市計画において商業地域又は近隣商業地域に指定されている地域での店舗面積の上限は、幹線道路沿いにおいては3,000㎡、それ以外の地域においては1,000㎡とします。
- ・都市計画の用途地域の見直しがあった場合、経済状況等に大きな変化があった場合等は、金沢市商業環境形成指針を見直すことがあります。

商業環境形成に向けたゾーニング



日本海



- 中心市街地活性化ゾーン
 - 駅西都心軸業務集積ゾーン
 - 歴史・観光特化型ゾーン
 - 地域拠点形成ゾーン
 - 近隣型商業育成ゾーン
 - 生活環境整備ゾーン
 - 産業集積ゾーン
 - 上記ゾーン以外の商業系用途地域
 - その他
- 物品販売業について、最大でも当該用途に供する部分が2階以下かつ延べ床面積が500㎡以下に制限されている地域

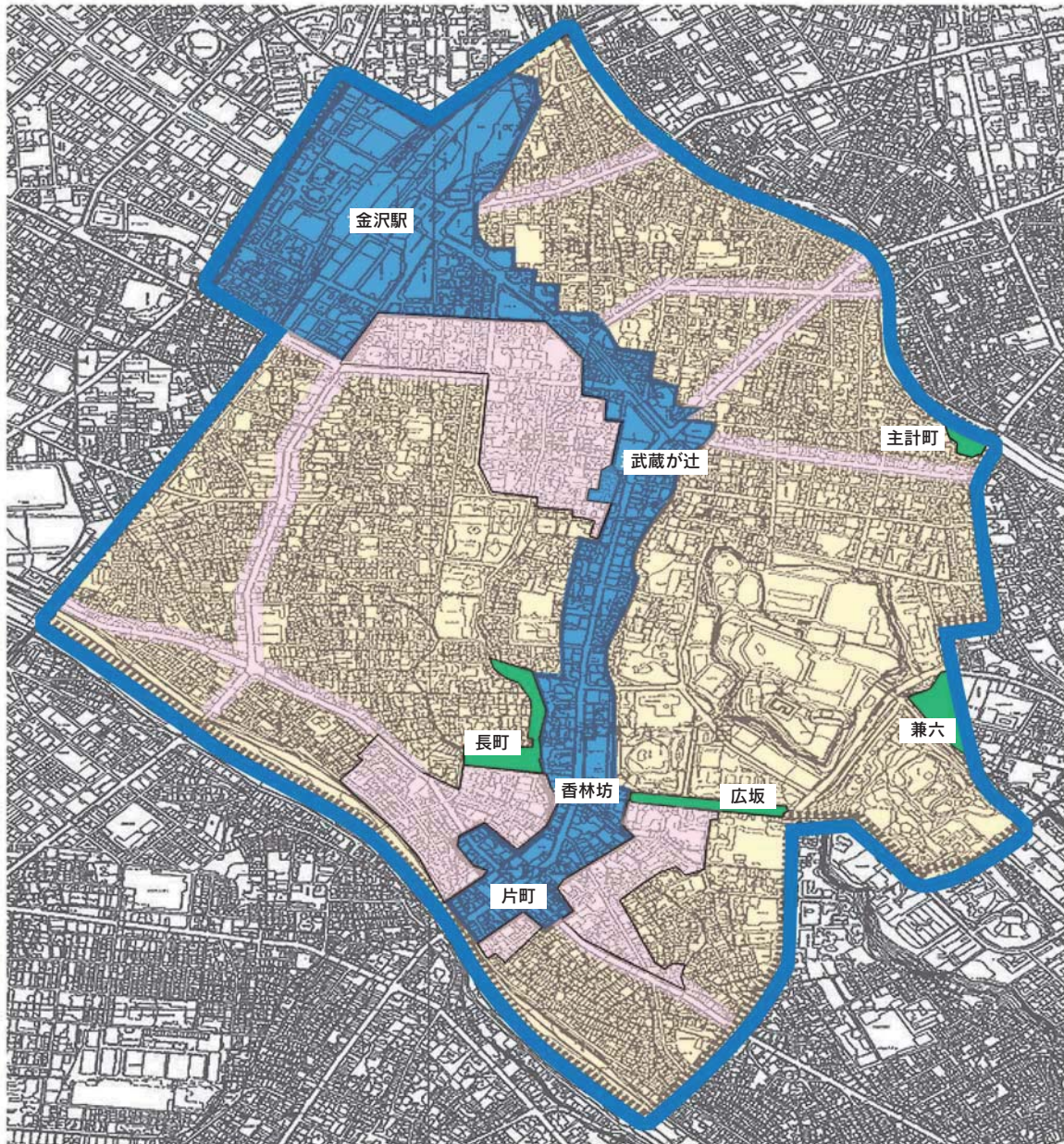
※上記ゾーニングは平成24年4月1日現在です。各ゾーンの境界とも概ねの位置を示すものです。都市計画の用途変更等により、ゾーニングを見直すことがあります。店舗面積の上限等の詳細情報は商業振興課の窓口で必ずご確認ください。

中心市街地活性化ゾーン詳細図

ゾーンの名称	まちづくりの方向性	商業集積の方向性	商業集積(商店街)	目安となる店舗面積の上限	
中心市街地 活性化ゾーン	世界都市金沢の骨格を形成する都心軸沿いの広域的商業地域及びその機能を重層的に補完する周辺の商業地域において、中心市街地活性化関連事業とも連携をとりながら、賑わいと風格あるまちづくりを積極的に推進していく。	金沢都市圏のみならず北陸地区を代表する商業集積地として都心軸沿線を中心に積極的に魅力を高めるとともに、金沢駅、武蔵、香林坊・片町地区の拠点商業集積間の回遊性を高め、高次な商業・文化機能の整備・拡充を図っていく。	(都心軸沿線) 金沢駅、武蔵、南町通り商店会、香林坊・片町地区(周辺商業地) 英町商店街、玉川町通り商店街、駅前別院通り商店街、尾張町商店街、彦三商店街、横安江町商店街、尾山神社前商店街、新野町商店街、柿木畠振興会、木倉町商店街、片町伝馬商店街、せせらぎ通り商店街、新天地商店街、里見町あかねや橋通り商店会 等	①金沢駅～武蔵～香林坊・片町地区の都心軸沿い	特に定めなし
				②上記①を除く重点整備地区内の幹線道路沿い及びその後背地	20,000m ²
				③上記①、②以外の重点整備地区内 ※歴史・観光特化型ゾーン■(長町、広坂、兼六、主計町地区)を除く。	3,000m ²

(注)

- 重点整備地区：金沢市中心市街地活性化基本計画（平成16年3月策定）における重点整備地区（420ha）をいう。
- 幹線道路：都市計画道路のうち、幅員がおおむね16メートル以上の道路をいう。
- 歴史・観光特化型ゾーン（長町、広坂、兼六、主計町地区）は、上記ゾーンに優先される。（濃緑色で表示）



金沢市における良好な商業環境の形成による まちづくりの推進に関する条例

(略称：「金沢市商業環境形成まちづくり条例」)

まちづくりにおいて、良好な商業環境づくりを進めることは、非常に大切なことです。

特に大型の集客施設は、まちづくりの根幹に影響を与えかねない面があり、その立地に関しては、行政のみならず、市民、事業者のご理解をいただきながら、金沢市にふさわしい活力あふれる商業環境づくりを進め、個性豊かで住みよいまちづくりを目指していかねばなりません。

金沢市商業環境形成まちづくり条例は、そんなまちづくりを実現していくため、市街化区域における集客施設の建築手続の仕組みを定めたものであり、平成13年12月19日に公布されました。

○ 金沢市商業環境形成まちづくり条例は、以下の内容から構成されています。

条例の目的

良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進のために^(*)集客施設の建築等の手続を定め、都市機能の適正配置を図ることにより、個性豊かで住みよい都市環境づくりを目指します。

- (*)集客施設 ……
- ① 物品販売業を営む店舗、飲食店又は展示場
 - ② 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - ③ ボーリング場、スケート場又は水泳場
 - ④ 遊技場
 - ⑤ その他①～④までに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの

市、市民、事業者の責務

【市の責務】

良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するための^(*)施策を定めるとともに、市民及び事業者の理解と協力を得ます

(*)『金沢市商業環境形成指針』がこれに該当します。

【市民の責務】

良好な商業環境の形成によるまちづくりについて関心を深めるとともに、市のまちづくりの施策に協力します。

【事業者の責務】

良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するための措置を講じるとともに、市のまちづくりの施策に協力します。

事前協議等

事業者は、床面積の合計が1,000平方メートル以上の集客施設の^(*)建築等を行おうとするときは、設計の着手前に、建築物の用途、規模等について市と協議が必要です。

市は、協議内容が、良好な商業環境の形成によるまちづくりに関する施策（金沢市商業環境形成指針、金沢市中心市街地活性化基本計画等）、その他のまちづくりに関する計画との調和を図るため、事業者に助言又は指導を行うことができます。

また、指導に従わないときは勧告を行い、勧告に従わない場合は、金沢市商業環境形成審議会の意見を聴いて、その旨を公表します。

^(*)建築等 …… 施設の新築、増築、又は用途の変更が該当します。

なお、まちづくりへの貢献や施設撤退時の早期情報提供など、社会的責任に関する以下の4項目について具体的な取組策の提示が必要です。

- ①地域経済団体や町会への加入及びまちづくり活動への積極的な協力
- ②地域の防犯、青少年非行防止対策及び防災への対応
- ③施設撤退時における早期の情報提供及び対応
- ④その他地域の環境に配慮した自主的な取組

金沢市商業環境形成審議会

良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するため、学識経験者、市民代表、商業者などから組織されたものです。

施行日

平成14年4月1日から施行されました。

○ 既存の金沢市まちづくり条例（「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」、「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」）との関係について

金沢市商業環境形成まちづくり条例は、郊外部での大規模な商業集積が、都心の空洞化、地域商業の衰退等、まちづくりに大きな影響を及ぼしかねないことを考慮し、大型の集客施設の立地については、金沢市商業環境形成指針、金沢市中心市街地活性化基本計画やその他のまちづくりに関する計画との調和を図りながら、地域の特性に応じた適正な配置・誘導を目的とするもので、既存の金沢市まちづくり条例と併せて、個性豊かで住みよい都市環境の形成を目指します。

集客施設の建築等に関する協議申出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申出者 住所
 （事業者）氏名 ㊟
 （申出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定による協議をしたいので、次のとおり申し出ます。

集客施設の名称					
集客施設の建築等の場所					
集客施設の種類					
集客施設の建築等の着手予定日					
集客施設の建築等の完了予定日					
集客施設の建築等の内容	集客施設の新築又は増築	種 別	新 築		増 築
		概 要	計 画 部 分	計 画 以 外 の 部 分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積 （うち店舗面積）	(m ² m ²)	(m ² m ²)	(m ² m ²)
		用 途			
		構 造			
		階 数	地 上	階	地 下
	棟 数				
		集客施設の用途の変更	変更部分の延べ面積		
		変更前の用途			
		変更後の用途			
集客事業の概要		1日当たりの来客予定人数			
		集客施設の収容予定客数			
		主な集客予定対象地域の範囲			
設計予定者の住所及び氏名					
工事施行予定業者の住所及び氏名					
備 考（事務連絡先等）					

備考 1 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 2 集客施設の平面図、配置図、周辺位置図等の計画の概要を示す図面等を添付してください。
 ※ 提出する様式については金沢市ホームページにてダウンロードできます。
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17001/syougyou/syoukankyuu.html>

地域貢献活動等に関する計画書

(宛先) 金沢市長

年 月 日

提出者 所在地
名称

印

(申出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市商業環境形成指針を定めたことについて第1項第2号の規定により、次のとおり提出します。
また、この地域貢献活動等に関する計画については、金沢市が周辺の住民や地域団体等の要望に応じて公開するとともに、必要に応じ金沢市のホームページ等で公開することを了承します。

1 地域経済団体や町会への加入及びまちづくり活動への積極的な協力	(1) 地域経済団体等への協力等
	(2) 景観及びまちづくりへの協力
	(3) 交通安全及び交通渋滞への対策
2 地域の防犯、青少年非行対策及び防災への対応	(1) 具体的な防犯対策及び青少年非行防止対策
	(2) 災害時における地域との連携や行政への協力等
3 施設撤退時における早期の情報提供及び対応	(1) 早期の情報提供、従業員の雇用確保、周辺環境悪化の防止等
4 その他地域の環境に配慮した自主的な取組	(1) 地域雇用に関する積極的な協力
	(2) 障がい者、高齢者等の雇用・就業の推進
	(3) 体験学習等の積極的な受入れ
	(4) 市内の卸業者及び小売業者との取引の促進
	(5) 地産地消の促進
	(6) その他地域の環境に配慮した取組

【地域参加及び地域貢献の促進】

- ・金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）第6条第1項に基づき、事前協議を行う事業者は、同条例第5条第2項に規定する地域貢献の取組の計画を地域貢献活動等に関する計画書（様式第1号）により提出することとします。
 - ・開店後、毎年、地域貢献活動等に関する計画書に対する結果報告書（様式第2号）を提出することとします。
- ※提出する様式については、金沢市のホームページにてダウンロードできます。
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17001/syougyou/syोकankyou.html>

地域貢献活動等の具体的事例

1 地域経済団体や町会への加入及びまちづくり活動への積極的な協力

[地域経済団体等の活動への協力]

- ・ 中心市街地活性化の取組への協力
- ・ 商店街、商店街連盟、商工会議所、町会等への加入
- ・ 地域の祭事・各種事業等への協力
- ・ ボランティア・NPO団体の活動や文化活動への参加・協力
- ・ 自治会等の地域団体が行う活動への積極的参加や協力
- ・ 地域活動のためのコミュニティスペースの提供
- ・ 地域住民との協議の場の設置

[景観、まちづくり]

- ・ 景観形成、まちなみづくりへの協力
- ・ 住民協定など地区の景観形成の取組に対する協力
- ・ 周辺地域における歩道や街路灯の設置、街路樹等緑化への協力
- ・ 店舗周辺の清掃、放置自転車の整理など環境美化対策への協力

[交通対策]

- ・ 交通安全対策及び交通渋滞対策の実施
- ・ 交通安全運動等への参加・協力

2 地域の防犯、青少年非行防止対策及び防災への対応

[地域の防犯・青少年非行防止対策]

- ・ 深夜等における青少年の非行防止への協力
- ・ 青少年健全育成、安全・安心まちづくりに関する協力
- ・ 緊急通報体制の構築など地域防犯対策に関する協力

[防災対策]

- ・ 緊急時の物資の提供
- ・ 災害時における地域との連携
- ・ 災害時における緊急避難場所の提供
- ・ 災害時におけるボランティア活動への支援
- ・ 消防団活動、防災訓練等への参加・協力

3 施設撤退時における早期の情報提供及び対応

- ・ 核テナント撤退等の早期情報提供
- ・ 後継店の確保
- ・ 従業員の雇用の確保
- ・ 取引先企業に対する対応
- ・ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

4 その他地域の環境に配慮した自主的な取組

[地域雇用]

- ・ 地域住民の積極的な雇用に関する協力
- ・ 障がい者、高齢者等の雇用・就業の推進
- ・ インターンシップの受け入れ
- ・ 「体験学習」の場の提供についての協力

[地産地消や産消協働の取組への協力]

- ・ 地元産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供
- ・ 地元小売業者のテナント出店への協力

[環境問題]

- ・ 地球温暖化対策、循環型社会推進への理解と協力
- ・ 騒音対策の実施
- ・ レジ袋、トレイ削減、包装の簡素化等による廃棄物抑制対策の実施
- ・ 環境美化対策の実施

[その他]

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した店づくり
- ・ バリアフリーに対応した店づくり

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例

(平成13年12月19日公布 金沢市条例第72号)
(一部改正 平成20年3月26日公布 金沢市条例第19号)

(目的)

第1条 この条例は、本市の市街化区域における良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、商業環境を形成する集客施設の建築等に係る手続等を定めることにより、都市機能の適正な配置を図り、もって金沢の個性豊かで住みよい都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市街化区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域をいう。

(2) 集客施設の建築等 次に掲げる施設の新築若しくは増築又は用途の変更をいう。

ア 物品販売業を営む店舗、飲食店又は展示場

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場

エ 遊技場

オ その他アからエまでに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの

(3) 事業者 集客施設の建築等を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するため、当該まちづくりに関する施策を定めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するため、当該まちづくりについて関心を深めるとともに、本市が実施する当該まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、商業環境を形成する集客施設の建築等を行うに当たっては、良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するための適切な措置を講ずるとともに、本市が実施する当該まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、地域社会における自らの社会的責任を認識し、地域団体等が行うまちづくり活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実情に応じて地域貢献のための取組を行うよう努めなければならない。

(集客施設の建築等に係る事前協議)

第6条 事業者は、市街化区域内において、その床面積の合計が1,000平方メートル以上の集客施設の建築等を行おうとするときは、当該集客施設の建築等に係る設計に着手する前に、その区域、土地の面積、予定される建築物の用途及び規模その他市長が特に必要があると認める事項について、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議をする場合には、良好な商業環境の形成によるまちづくりに関する施策その他本市のまちづくりに関する計画との調和を図るため、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるための助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第7条 市長は、当該事業者が前条第1項の規定による協議をしないとき、又は同条第2項の規定による指導に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定により勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市商業環境形成審議会の意見を聴かななければならない。

(金沢市商業環境形成審議会)

第9条 良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するため、金沢市商業環境形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第10条 審議会は、この条例に規定する事項その他の事項について市長の諮問に応ずるほか、良好な商業環境の形成によるまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(適用除外)

第12条 第6条の規定は、次に掲げる集客施設の建築等については、適用しない。

(1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う行為又はこれに準ずる行為として市長が定める行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(平成13年12月25日公布 金沢市規則第102号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(まちづくりに関する施策)

第3条 条例第3条から第5条まで及び第6条第2項に規定する良好な商業環境の形成によるまちづくりに関する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 金沢市商業環境形成指針
- (2) 金沢市中心市街地活性化基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するために必要な施策

(集客施設の建築等に係る協議の申出)

第4条 条例第6条第1項の規定による協議の申出は、集客施設の建築等に関する協議申出書（別記様式）により行うものとする。

(審議会の会議等)

第5条 金沢市商業環境形成審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 条例第10条及び第11条並びに前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(適用除外)

第7条 条例第12条第1号に規定する市長が定める行為は、国又は地方公共団体が行う集客施設の建築等とする。

2 条例第12条第3号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の集客施設の建築等
- (2) 集客施設の増築又は用途の変更でその増築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

まちづくりは、市民の皆様、事業者の皆様と行政のパートナーシップにより進めていかなければなりません。

『金沢市商業環境形成指針』並びに『金沢市商業環境形成まちづくり条例』に関するご意見、ご質問は、お気軽に商業振興課までご連絡ください。



お問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市経済局商業振興課
TEL 076-220-2193 FAX 076-260-7191
e-mail:syougyou@city.kanazawa.lg.jp

条例及び規則は、金沢市ホームページの金沢市例規集で見ることができます。
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp>